

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
第 235 回定例会・会議録

日 時 令和 5(2023)年 1 月 11 日 (水) 18 : 30~20 : 40
場 所 柏崎原子力広報センター 2F 研修室
出席委員 相澤、小田、小名、小野、三宮、品田、須田、高木、
高橋、竹内、本間、三井田潤、三井田達毅、宮崎
以上 14 名
欠席委員 川口、坂本
以上 2 名
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所
渡邊 所長 岸川 副所長
資源エネルギー庁 柏崎刈羽地域担当官事務所 関 所長
新潟県防災局原子力安全対策課 石川 副参事 春日 係長
防災局防災企画課 鈴木 係長
柏崎市防災・原子力課 柴野 危機管理監 金子 課長代理
刈羽村総務課 鈴木 課長 三宮 主任
東京電力ホールディングス(株) 稲垣 発電所長 櫻井 副所長
古濱 原子力安全センター所長
松坂 リスクコミュニケーター
村田 新潟本部副本部長
菱川 第一保全部長
大淵 土木・建築担当
原田 地域共生総括 G

柏崎原子力広報センター 堀 業務執行理事
近藤 事務局長
石黒 主査 松岡 主事

◎事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今から、柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会、第 235 回定例会を開催します。

本日の欠席委員は川口委員、坂本委員の 2 名です。お配りした座席表には川口委員の表記がございますが、本日ご連絡をいただきましたので訂正をお願い致します。

それでは、配付資料の確認をお願いします。

事務局からは、「会議次第」、「座席表」、「委員からの質問・意見書」1 部、以上です。次にオブザーバーからは、原子力規制庁から 2 部。資源エネルギー庁から 3 部。新潟県から 2 部。柏崎市から 2 部。刈羽村から 1 部。東京電力ホールディングスから 3 部、以上でございますが、不足がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、三宮会長に進行をお願い致します。

◎三宮議長

それでは改めまして、皆さん、明けましておめでとうございます。今年も地域の会運営にご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

議事の 1 番に入ります。前回定例会以降の動きに入ります。それでは東京電力さんから順にお願いいたします。

◎稲垣発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

ご説明の前に一言、ご挨拶を申し上げます。発電所長の稲垣でございます。本年もよろしくお願い致します。

昨年は一連の事案を踏まえた原子力改革の一環として、発電所の目指す 4 つの姿を定め、取り組んで参りました。この 4 つの姿につきましては、それぞれが目指す姿に近づきつつあることを、徐々にではありますが実感してきております。また、4 つの姿の 1 つであります、コミュニケーション面については、発電所のご視察などを通じて、地域の皆様からも変わってきているようなお声も頂戴しているところでございます。

本年も引き続き、その進捗一つひとつを私自身の目で確認し、改革を推し進めていくと共に、さまざまな機会を通じて、この 4 つの目指すべき姿の状況を地域の皆様にご説明し、ご意見を伺って参りたいと考えております。

特に、地域の会の場合は重要であると考えておまして、委員の皆様から頂いたご意見を、発電所の運営に引き続き生かして参りますので、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、前回定例会以降の動きにつきまして、副所長の櫻井よりご説明させていただきます。

◎櫻井副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

それでは、東京電力の櫻井でございます。

お手元の当社資料、「第 235 回地域の会定例会資料、前回定例会以降の動き」と記

載しました資料をご覧いただきたいと思います。

最初に、発電所に係る情報です。

12月10日、運転保守状況、3号機原子炉建屋2階（管理区域）における（けが人）目の違和感の発生について。資料は2ページの上段をご覧いただきたいと思います。本件につきましては前回の地域の会でご説明した事案の続報というかたちになります。本件の原因ですけれども、いつ、どこで、目に異物が入ったかは断定できないものの、配管内部にファイバースコープを挿入して配管内部の点検作業を行った際に、さび片が目に入ったものと推定しております。今回の事例を踏まえまして、発電所関係者に周知をし、注意喚起を行うと共に再発防止に努めて参りたいと考えております。

次に、その他の内容になります。

12月12日、柏崎市、刈羽村における、東京電力コミュニケーションブースの開設について、及び12月16日、「原子力災害対策充実に向けた考え方」に係る当社の取り組みについて。こちらについては資料配付のみとさせていただきます。

次に12月22日「地域の皆さまへの説明会」の開催について。資料は5ページをお開きください。

安全対策工事の未完了や核物質防護に係る事案など、一連の不適切事案を踏まえまして柏崎刈羽原子力発電所の取り組み状況や原子力改革の進捗状況、地域の皆さまにご不安を与えている内容について、所長の稲垣などから直接、地域の皆さまにご説明をさせていただくと共に、ご意見を頂戴することを目的に、地域説明会を柏崎市、刈羽村を含む県内5会場にて開催を致します。詳細の会場、日程等につきましては、資料をご確認いただきたいと思っております。

次に1月11日、広報活動の取り組み事項について、1月の活動報告及び福島第一原子力発電所に関する主な情報については、こちら資料配付のみとさせていただきますと思います。

なお、宮崎委員から書面でいただきましたご質問につきましては、当社の別の用紙に回答を用意させていただきましたので、そちらをご確認いただけたらと考えています。

短いですが、私からの説明は以上となります。

◎三宮議長

ありがとうございました。続きまして、規制庁さんお願いします。

◎渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

柏崎刈羽原子力規制事務所の渡邊です。本年もどうぞよろしくお願いたします。

本日、規制庁から2部資料をお配りしてございます。まず「前回定例会以降の原子力規制庁の動き」に基づき、最近の動きについて報告いたします。最初に委員会関係の主なものについて紹介いたします。

令和4年12月14日、12月21日、令和5年1月11日、本日ですけれども、この3回

の原子力規制委員会において、高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の検討というかたちで議論をしてございます。本件については、いわゆる運転期間延長に伴い、プラントを今後どのように評価していくのかという制度を議論したものでございまして、基本的な方針を今、委員会で決定し、パブリックコメント、事業者との意見交換を現在実施しているところです。

委員会で決定した方針については別途資料をお配りしてございますので、後ほど説明をいたします。

次に「柏崎刈羽原子力発電所 6・7 号炉の審査状況」でございまして、こちらは記載の通りで説明は省略させていただきます。

その次、「規制法令及び通達に係る文書」の関係でございまして。こちらは 1 件ご紹介いたします。

12 月 22 日、一番下のところに書いてございまして、こちらは東京電力から提出のあった柏崎刈羽原子力発電所に関わる核物質防護規定の変更認可申請を受理しています。こちらはこういった案件かということ、昨年 9 月 14 日に原子力規制委員会です承した、追加検査をする上での観点として示している確認方針の 3 の関係で、改善措置を一過性のものとししない仕組みを構築するということに対応するものです。東京電力から申請で示された内容について、その内容で問題ないかというのを今、審査で確認している状況でございまして。

続いて、「被規制者との面談」の関係については時間の関係もあり、1 件だけ紹介いたします。12 月 7 日、8 日、9 日、21 日、23 日。資料の一番上の方と下の方に書いてございます。こちら、3 号炉の高経年化技術評価に関する面談等行っています。3 号炉は運転の開始から 29 年を経過していて、30 年が経過する前に、その後 10 年ごとになります。事業者は安全上重要な機器・構造物について今後、長期間運転することを想定した技術評価を実施し、その管理方針を策定し保安規定に記載することが義務付けられています。今、その保安規定の記載内容、その中身について審査を実施しているという状況です。

その他、公開会合、規制事務所の関係、放射線モニタリング情報については記載の通りとなります。説明は省略させていただきます。

もう 1 つの資料、カラー刷りの A4 横のものになりますが、「高経年化した原子炉に係る安全規制制度（現行と新制度案）」をご覧ください。

こちらは先ほどお話した制度案の基本方針といいますか、骨子になります。図を見ていただくと、右肩に「現行」と黄色で記載している箇所が現在運用している制度になり、その下の新制度案というのが今後考えている制度の案ということです。

まず、現行制度を少しお話しますと、現行の制度は大きく 2 つの制度に分かれていて、1 つが運転期間の延長の認可制度、真ん中に枠で囲ってあるものがこちらとなります。もう 1 つが一番上に書いてある高経年化技術評価制度というものがござい

す。

この運転期間延長認可制度は、この名の通り、運転の開始から 40 年を超えて期間を延長する場合は、特別点検の結果などを踏まえて、改めてプラントの技術基準適合性を審査し、問題がないということであれば 20 年を最大として運転期間の延長を認めるものです。

これとは別に、高経年化したプラントに対して技術評価をする仕組みがございまして、それが一番上のところでございます。こちらについては運転開始から 30 年を超える場合は事業者に対してプラントの劣化状態をどうやって点検するのか。あと、点検した後の結果についてどういう評価をするのか。そういった管理方針の作成を義務付けて、その内容を評価するものであり、その後も 10 年ごとに確認をしていくというものです。

今後新しい制度はどうかということ、この 2 つを統合したようなかたちになってございまして、運転の開始後 30 年、その後 10 年ごとに長期施設管理の計画と実際の設備の状況などを確認した上で、技術評価を行う仕組みに今後はなっています。現在、これを法令にどうやって落とし込むか検討をしているという状況です。

もう 1 点、前回 12 月の定例会で宮崎委員からご質問のあった監視試験片。原子炉压力容器の中に入れて、中性子照射によって金属が脆くなる、その金属の脆さの変化を確認できるように、原子力压力容器には監視試験片というのをに入れてございますが、これが今後 40 年とか 60 年を超えてくると足りなくなるのではないかとご質問があり、その場でもお答えしたのですが改めて回答したいと思います。

ご存じのように技術基準ではシャルピー衝撃試験により、原子炉压力容器の破壊靱性の変化を確認できるように監視試験片を備えることを求めています、事業者はその高経年化技術評価の際に長期施設管理方針というかたちでもって、監視試験片の取り出し時期だとか、監視試験片の計画、策定方針を定めてございます。それをいつ取り出すか、監視試験片の取り出しの時期については、プラントごとに運転条件も変わりますし、柏崎刈羽の場合であれば長期停止もしてございますから、そういった運転状況であるとか。あと、いくつ監視試験片を原子炉压力容器の中に入れていたかといったことも状況によって違いますので、一概に何年で監視試験片が足りなくなるというのは言えないところではあります。ただし当初予定していた監視試験片が無くなったとしても、一度使ったものをまた再利用する方法もあるので、それがすぐに無くなるとは考えていない状況です。また、こういった 60 年までの運転延長認可を受けたプラントとしては、東海第二が先行事例としてはあるのですが、一度使用した監視試験片を原子炉内に再装荷している実績もあり、この再利用した試験片により、運転開始 50 年前の評価で用いる監視試験片を確保してございます。私からの説明は以上です。

◎三宮議長

ありがとうございました。続きまして、エネ庁さんお願いします。

◎関柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁柏崎刈羽事務所の関です。

「前回定例会以降の資源エネルギー庁の動き」についてご説明させていただきます。

1枚目のところですがけれども、電気・ガス価格激変緩和対策の実施のため、電気及びガス料金の値引きを行うことができる特例認可を行っています。

令和4年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」では、エネルギー価格の高騰により、厳しい状況にある家庭や企業の負担を軽減するため、電気・都市ガスの小売事業者などを通じて値引きを行う電気・ガス価格激変緩和対策が盛り込まれました。令和4年度第二次補正予算で約3.1兆円を措置しており、令和5年1月使用分から、使用量に応じた料金の値引きを行います。

続きまして、令和4年12月17日からの大雪による災害に関して、電気料金の災害特別措置の認可及び承認を行っています。

令和4年12月17日からの大雪により、多数のものが生命または身体に危害を受け、または受ける恐れが生じたことから、新潟県の一部地域に対し、災害救助法が適用されました。

次にページをめくっていただきまして、各社において被災した需要家等に対する災害特別措置として、約款以外の供給条件について特別措置、具体的には料金の支払い期日の延長等実施するために必要となる認可及び承認申請を受け、電気・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ、特別措置の認可及び承認を行っています。詳しくは各社のホームページでご確認いただければと思います。

続きましてGXについて、グリーントランスフォーメーションと呼んでおりますけれども、GX実現に向けた基本方針に対するご意見を募集しています。今般、GX実行会議やその他政府の審議会等における議論を踏まえ、GX実現に向けた基本方針を取りまとめました。本日配付しています12月22日付の資料になります。これは、今後のGX実現に向けた政策課題や、その解決に向けた対応の方向性等を整理したものです。原子力の関係だけ簡単に紹介しますが、6ページのところに記載があり、6ページ下の3、原子力の活用というところから7ページにかけて説明があります。説明については省略させていただきますので、あとでご覧いただければと思います。原子力のみならず、再生可能エネルギー、水素、アンモニアの導入促進等についても記載されております。

この基本方針について、広く国民の皆様からご意見をいただきたく、以下の要領で意見の公募をしています。忌憚のないご意見をくださいますようお願い申し上げます。募集期間終了後、ご意見の概要とそれについての考え方を取りまとめたうえで公表する予定です。

パブリックコメントの詳細と対象資料ですが、電子政府窓口、e-Gov、にアクセスいただき詳細をご覧いただければと思います。パブリックコメントの期間ですがけれど

も、令和4年12月23日～令和5年1月22日、日曜日必着となっています。

続きまして、このGXに関して、今後の原子力政策の方向性と行動指針案につきましてもご意見を募集しております。今般、第6次エネルギー基本計画、原子力利用に関する基本的考え方に則り、また、GX実行会議、その他、政府の審議会等における議論を踏まえ、今後の原子力政策の方向性と行動指針（案）を策定いたしました。これにつきましても配付しております。説明については省略をさせていただきます。

本案は、今後の原子力政策の主要な課題とその解決に向けた対応の方向性、行動の指針を整理するものです。本案について広く国民の皆様からご意見をいただきたく、以下の要領で意見の公募をしております。忌憚のないご意見をくださいますようお願い申し上げます。募集期間終了後、ご意見の概要とそれについての考え方を取りまとめた上で公表する予定です。

ページをめくっていただきまして、先ほどと同じようにパブリックコメントの詳細及び対象資料については、電子政府窓口にアクセスいただき、詳細をご覧くださいと思います。

パブリックコメント期間も先ほど同様に、令和4年12月23日～令和5年1月22日、日曜日必着となっております。

続きまして、再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電事業者の公募を開始しております。

経済産業省及び国土交通省は、再エネ海域利用法における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域である新潟県の村上市及び胎内市沖が関係するのですけれども、これについて公募占用指針を定めましたので、これを公示し、公募を開始しています。受付開始は2022年12月28日からとなっており、受付の締め切りは2023年6月30日17時までです。

続きまして、IAEAが東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の安全性レビューのうち、IAEAによる独立したサンプリングデータの裏付け及び分析活動に関する報告書を公表しました。

IAEAは、12月29日、2021年に開始した、東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の安全性に関するレビューに関連して、IAEAによる独立したサンプリングデータの裏付け及び分析活動に関する報告書を公表しました。本報告書はIAEAのデータの裏付けに関する活動について記載したものであり、今後分析結果がまとまった際には改めて報告書が公表されることになっています。

以降の説明については省略をさせていただきます。以上です。

◎三宮議長

ありがとうございました。続きまして新潟県さん、お願いします

◎春日 放射線監視係長（新潟県防災局原子力安全対策課）

新潟県の原子力安全対策課の春日と申します。本年もよろしくお願い致します。

資料でございますが、新潟県と書いた資料をご覧いただきたいと思います。前回定例会以降の動き、1番目でございますが、12月9日、市・村と共に月例の状況確認を実施してございます。主な確認内容としましては、7号機の循環水系配管の欠損部の確認。あとは同じく、7号機になりますが、復水器給水系の設備の健全性作業の確認をしてございます。

次に2点目でございますが、1月4日に第10回の健康分科会を開催し、最終報告書の素案について、項目の整理を実施してございます。報告書につきましては引き続き、この健康分科会の中で取りまとめの作業を行っていくこととしてございます。

あと、参考までに裏面をご覧いただきたいと思いますが、前回定例会におきまして、避難所までの訓練をしていないじゃないか、といったご発言がありましたので参考として避難訓練について資料を付けさせていただきました。

また、来月の定例会において、訓練の説明をさせていただきますけども、令和4年度、新潟市と村上市、燕市、糸魚川市、胎内市に避難所を設置し、実際に避難所まで行く訓練を実施してございます。以上になります。

◎三宮議長

ありがとうございました。続きまして、柏崎市さん、お願いします。

◎金子課長代理（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市防災原子力課の金子でございます。本年もよろしくお願い致します。

それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。「前回定例会以降の動き」の資料でございます。

1.安全協定に基づく月例状況確認を12月9日に、新潟県さん、刈羽村さんと共同で実施しております。

もう1枚資料を本日配付させていただいております「放射性防護対策施設一覧」でございます。前回の定例会で須田委員から、市内にある防護施設についてご発言があったものですから、参考までに本日配付させていただいたところです。説明については以上でございます。

◎三宮議長

ありがとうございました。それでは最後に刈羽村さんお願いします。

◎三宮主任（刈羽村・総務課）

刈羽村総務課の三宮です。本年もよろしくお願い致します。

前回定例会以降の動きですが、12月9日に新潟県さん、柏崎市さんと共に安全協定に基づく月例状況確認を実施いたしました。

続きまして前回定例会において、宮崎委員より村長の発言に関して、少しご発言をいただきましたので、その件についてお話をさせていただきたいと思います。

先ほど、新潟県さんから避難訓練について説明がありましたけれども、訓練や実際の事故の際には、どこの避難所に行くかということについては、避難元の意味だけで

はなくて、受け入れ先の事情に配慮する必要があると考えております。村長からその旨を情報共有会議においてご説明させていただいたということで、少しお話させていただきます。以上となります。

◎三宮議長

ありがとうございました。

それでは、これから質疑応答に入りたいと思います。発言のある方は挙手の上、指名されたあと、名前を名乗ってからご発言をお願いしたいと思います。それでは、どうぞ、小田委員。

◎小田委員

商工会議所から出席の小田です。よろしくお願ひ致します。本年もまたよろしくお願ひ致します。

12月の大雪で、国道があれだけ麻痺しますと、雪自体が災害ですので、他の災害が重なるということで、この会でも再三にわたって大雪の時の避難はどうするのか、という意見は出ていたかと思ひます。その中で、今後そういうことに対して、例えば国とか県とかが連携して、除雪に関して何か取り組まれる予定があるのか。例えば、この件でまた話合う、今後予定があるのか、ということをお聞きたいことが1点。

そもそもこういう雪の降り方をするのはやはり温暖化が原因だろうと思ひますので、その点に関して、資源エネルギー庁さんを中心にまたどうやって、電気の問題もそうですけれども、国全体としてやはり温室効果ガスの削減はしなければいけないと思ひますので、それに関しては原子力発電所を動かさなきゃいけないというのが、それ以外もう、まあ将来はわかりませんが、ここ当面の電力を維持するにはどうしても必要であろうというふうに思ひますので、やはり我々子供たちのその時に、やはりこういう災害級の天候による被害などを、やはりもう本当に考えていかなきゃいけないんだなとこの間の雪で痛感しました。そのへんについてまたご意見いただければと思ひます。よろしくお願ひ致します。

◎三宮議長

新潟県さんと柏崎市さんに質問とエネ庁さんに意見、ということでもいいですかね。それでは新潟県さん、よろしいでしょうか。

◎石川副参事（新潟県防災局原子力安全対策課）

新潟県原子力安全対策課の石川でございます。

まず1点目、豪雪時の避難に関して、どのような検討を行っているか、という部分でございますけれども、まずは内閣府の設置いたします柏崎刈羽地域原子力防災協議会において、これまでも国、県、市町村、関係機関等参集いたしまして、豪雪時に、除雪に関するリソースが限られる中、どういったところをまず優先的に除雪するであるとか、そういった検討を行ってまいりました。また、原子力災害に限らず、2年前の関越道の滞留。大規模な滞留を踏まえまして、国交省であるとか県でも、一旦高速

道路を閉鎖し、除雪をして、早期に啓開するというような枠組みがこれまで立案されていたところですが、こちらについて今回、高速道路がなかなか再開せず、うまく連携がいきませんでした。2つ枠組みがございます。

1つは、原子力防災の検討の枠組みであります。柏崎刈羽地域原子力防災協議会におきましては引き続き除雪のリソースの確保であるとか、除雪の優先順位について検討を進めております。また、平時の対応が基本になりますことから、先ほどの国交省の枠組みにつきましても、改めまして、今般の豪雪を踏まえてどういった関係機関の連携が必要になるか、再検討するようなお話も聞いております。これらの検討を通じ、当然、豪雪時の避難というのは、我々も課題だと認識しておりますので、対応を立案し進めていきたいと考えております。以上でございます。

◎三宮議長

それでは柏崎市さん、お願いします。

◎柴野危機管理監（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市の危機管理官の柴野でございます。

今ほどの小田委員のご質問につきまして、柏崎市と致しましても今般の豪雪対応というものは、原子力災害のみならず、あらゆる市民生活において、多大な影響を及ぼし、尚且つ、最も甚大な影響を及ぼしたものが、この国道8号と北陸自動車道の同時通行止めが最大で北陸道が50時間超。それから国道8号は38時間要したこと。

そして、それとはまた別に停電、ということで、市内、特に北条地区を中心に最大4日間の停電が続いたということを今回の豪雪の際の非常に大きな被害、また、対応を必要とするものということで重く受け止めております。

市長が今月5日の定例記者会見でも申し上げました通り、まず、国道8号から北陸自動車道について、同時の通行止めというのは可能な限り避けていただきたいと。最低限、どちらかの道が開いている状況というものが求められるとお話しましたとおりです。これを受けまして、既に市長と致しましては、昨年の豪雪が一段落した時点から、国土交通省、長岡国道事務所、それから北陸地方整備局に対し、いくつかの私共として感じていた課題といったものを申し入れたところがございます。さらには、年明け1月に入りまして、先週金曜日、新潟県さんに対しても、基本的に問題点というものに対する善処。また、私共として協力できる部分について、どのようなことがあるかというようなことも踏まえまして意見交換を行い、さらにその足で、北陸地方整備局にも赴きまして、整備局長とも意見交換をして参ったところがございます。

席上、整備局長からお話がありましたのは、まず、国土交通省といたしましては、「いっぱんかい」という言葉が使われたのですが、直轄国道と高速道路が並行して走っている地域において、この2つの路線が同時に止まってしまうということについて、非常に重く受け止め、現在、有識者による検討会議、対策会議を考えておるところであると、そういった部分で何らかの対応をしていきたい。さらには、その後は、

原子力発電所立地点、という柏崎市の特異性ということも鑑みて、どのような対応をしていく必要があるのか、ということをも具体的に考えて参りたい、というお言葉をいただいたところでございます。内容としては以上でございます。

◎三宮議長

ありがとうございました。ぜひお願いしたいと思います。

他にある方。品田委員、どうぞ。

◎品田委員

荒浜 21 フォーラムの品田です。今の件なのですが、今ご説明を伺っている中で、国と県と市の名前は出てきたんだけど、ネクスコさんの言葉は出てこなかったんですが、ネクスコさんと協議は必要なんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

◎三宮議長

柏崎市さん、お願いします。

◎柴野危機管理監（柏崎市防災・原子力課）

いろいろな部分で、ネクスコ東日本様とは協議は定期的に行っているところです。実は、大雪の直前、18日の未明からといいますか、日付が変わって19日の朝方から、正確には降り始めているのですが、その前週に柏崎地区を担当されております長岡管理事務所の所長とも定期的に話し合いの中でお話をしたところで、まさかこんな大雪が降るとは思わなかったというのが正直なところでございます。

その後、市長と致しましても、電話連絡ではございますが、ネクスコの長岡管理事務所長とも協議を致し、今後の対応について、基本的には国土交通省管轄の部分もございまして、具体的なまたお話については改めて協議をさせていただきたいと考えておるところでございます。

◎三宮議長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。他にある方いらっしゃいますか。

それでは宮崎委員、どうぞ。

◎宮崎委員

お願いします。原発連絡センターの宮崎といいます。

質問は3カ所のところをお願いします。まず、一つひとつやっていきたいと思えます。まず、東京電力にお伺いします。今日の説明にはなかったことですが、実は新潟日報の1月3日付けに、「明日の選択、原子力。柏崎原発渦中の年に」、こういう特集がありました。このページ左上の写真を見てお聞かせ願いたいことができました。なぜかという、ここには5・6・7号機と建屋が写っています。その7号機の、これ西側ということですね。1～4号機のある方向のところに大きな穴が。穴って言うんですか。施設が2つ見えている。それからもう1つ、今度は南側に小さい穴が空いているように写真から認められました。一体この穴は、どのような目的で作られたものか。それから、かつて私らがこの構内を視察させていただいた時はこういうも

のを見てないので、一体いつから始まった工事で、完成するとどういうふうになるのか、何になるのか。また私の目から見ても相当深いので、材質はコンクリートを使った鉄筋なのか。鉄骨、鉄の板かなんかで作ったものなのか、それ材質等も知りたいと思いますし、実際の大きさとか、深さとか、そういうものを教えていただきたい。まず第1回目の質問です。

◎三宮議長

以上でよろしいですか。1回目。今の質問に関しては、核防護の問題があるので、答えられる範囲で東電さん、お願いしたいと思います。

◎櫻井副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の櫻井でございます。今、会長からもお話いただいておりますけれども、その記事について詳細を確認できていないのですが、想像するに、私共の核物質防護上の内容になるものかと思っておりますので、お答えについては控えさせていただけたらと思っています。以上です。

◎三宮議長

宮崎委員、どうぞ。

◎宮崎委員

核防護上の秘密施設だと、こういうことになりますと、私が見た写真だけでもこんなにはっきり見えて。実はこの話をある方にしましたら、これはもう、グーグルの写真ではっきり写っているよ、と言われたんです。これがなぜ秘密にされなきゃいけないんでしょうか。その目的。それから、それほどのものであればそんな秘密にしているのかどうか。それから、もう1つ心配になったのは、その安全協定には、施設等の新增設に使用する時は、事前に甲及び乙。県や市に了解を得るものとするというんですが、了解を得てあるのですか。これをお聞きします。

◎三宮議長

東京電力さん、お願いします。

◎櫻井副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の櫻井でございます。先ほどの回答のとおり、詳細については核物質防護上のお話であるので、回答を控えさせていただきたいと思っております。それと、今、追加でご質問いただきました、安全協定に基づく事前の了解の部分ですが、本日回答を用意できておりませんので、持ち帰らせていただき、次回ご説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひ致します。

◎三宮議長

ありがとうございました。他にある方、いらっしゃいますでしょうか。

高橋副会長、どうぞ。

◎高橋委員

高橋です。先ほどの豪雪の話をぶり返して申し訳ないのですが、柏崎市は、名称は

もう忘れたんですが、豪雪地帯に国に指定されているんですが、まだ、高柳と合併前。鶺川があるから、柏崎は元々そんなに降るところではないというイメージの中で、柏崎は豪雪地帯じゃないんじゃないの、という意見がすごくあった。というのは、私もだいぶ昔ですけども、全国のその豪雪地の、全国の会議に議会代表で行った覚えがあるんですが、今はどうなのか分かりませんが。

柏崎市さんに質問です。高柳が仲間に入りましたけど、国そのものが本当に柏崎市というのを特別豪雪みたいな認識を持っているのかどうなのか。むしろ、原発を抱えているという柏崎だけじゃないと思いますけれども、やはり全国一律のその豪雪、特別地域だか、なにか指定というのを市のほうでも国に申し入れるみたいな動きが、その後あるのかないのか。無いとすればやっぱり、そういったものも申し入れていくべきだと思います。いろんな手立てっていうのはしてもらえと思うんですけど。市長は世界一のブラックジョークだとかって言うていましたけど、そういう考え方というのは、柏崎市にありますか。

◎三宮議長

柏崎市さん、お願いします。

◎柴野危機管理監（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市はご承知のように、今ほど高橋委員からもお話がありましたように、特別豪雪地帯。特豪と私共呼んでおりますが現在も指定されております。ただ、今ほどもご指摘ありましたように、全域ではなく、旧高柳、それから鶺川地域ということがあるので、西山町地区以外というかたちになっております。現在、柏崎市は特別豪雪地帯ではないという認識は私共、持っておりません。

◎三宮議長

はい。

◎高橋委員

今後は、やっぱり原発を抱えている地域であるので、特別豪雪地帯。本当のって言って変ですけども。もう少し全国一律の豪雪地帯の仲間に入れるような、そういった国に対する働きかけというのは必要だと思います。最近特に8号線とか関越道とか大きな道路が何十時間も動かないといった傾向があるみたいですので。鶺川とか高柳が入っているから豪雪地に指定されているということではなくて、柏崎全体が特別の上にもた「特」が付くような、そういった国のその見直しというものをやはり求めていくべきだと思うのですが。

◎三宮議長

ではご意見ということでよろしいでしょうか。他にある方、いらっしゃいますか。竹内委員、どうぞ。

◎竹内委員

竹内です。よろしく申し上げます。東京電力と規制庁に1点ずつです。東京電力

のほうに、配管欠損部の補修をしたということですが、今回全然写真とか、どんな工事だったかというのが、全く資料が出ていない状態で。心配しているのが、手の内化とか、そういうことで、自分たちでやったんじゃないくて、ちゃんとした業者に頼んでどんな工事をしたのかということ。今回すごく資料が薄いんですが、そういうのも。何にもなかったのかな、と思ったのですが、そういう細かなところもぜひ、気になっているところなので教えていただきたいというのが東京電力に1点と。

それから、規制庁にですけれども。この高経年化した原子炉にかかる安全規制制度に関してですが、少し分かりづらくって。これは、廃炉を決めない限り、動いていなくても10年ごとに認可を取っていく、というかたちになるのか、ということ。今、実際動かしていない原子炉は、使用済み核燃料はぎっしり詰まっていた保管庫みたいになっているのかなと思うんですけれども、その部分もきちんと、それを保管しておくだけの安全性があるのかをちゃんと見てもらっているのかという点。それから山中委員長が、高経年化した原子炉の事を話し合う中で、原子炉の個別性を見ていくんだというふうに言っていたと思うんですが、その中で確か「大きな地震に遭った原発」という言葉が出ていたと思うのですが、柏崎刈羽については、何か、より詳しい内容を、この部分を見るなどというのが決まっているのか、というあたりを教えてください。

◎三宮議長

それでは初めに、東京電力さんお願いします。

◎松坂リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の松坂がお答えいたします。竹内委員からのご質問、まず、資料がないというご指摘については受け止めて参ります。それから、補修の状況ということですが、欠損部を少し幅広く当該部位をカット致しました。補修ですが、同じ材料の金属で、配管ですのでカーブがありますので、同じカーブのものをそこに突き合わせるかたちで差し込みまして、全ての部位を溶接致しました。当然ながら、内部には錆止めのためのコーティングがございます。そこにつきましても継ぎ目なく実施いたしまして、内外面とも塗装、コーティング、そういったものが完了しているという状況です。

◎三宮議長

それでは規制庁さん、お願いします。

◎渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制事務所の渡邊です。2つ、ご質問あったかと思うのですが、1つは、長期停止しているような、運転をしていないプラントについてはどういった規制をしていくか。本日ご説明したような、新しい制度は適用されるのか、ということですが、基本的には再稼働をするかしないか、もしくは廃炉するかしないか、今後の利用について東京電力ないし、事業者で決めていないプラントに関しては、基本この制度は適用され

ないので、現行のいわゆる、長期保全計画の中で我々確認していくということでございます。今、議論している新しい制度はあくまで、今後運転をし、さらに運転を延長していくプラントに関して適用していくということです。

あと、もう1つ、柏崎刈羽について、例えば地震があるような発電所の固有な事項に対してどうやってアプローチしていくかというのに関しては、委員長はそういうふうにおっしゃられていますけれども、具体的にどうやって確認していくかというのは、特に現時点で決まっているものではなく、申請を踏まえ、その中で確認していくということになりますので、現時点で何か特にこういったものがあるというわけではありません。

◎三宮議長

竹内委員。それでは東京電力さん、どうぞ。

◎稲垣 発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

大変失礼しました。竹内委員のご質問の中で、誰が施工したのかというご質問にお答えしておりませんでしたので、補足だけさせていただきます。これは弊社がやっているものではなく、こういった工事に非常に経験のある、熟練の作業員さんを抱えている協力企業の方にやっております。

◎三宮議長

竹内委員どうぞ。

◎竹内委員

ありがとうございました。安心しました。

それから、規制庁にですが、ということは、この上の高経年化技術評価制度で、動いていない、動かす見込みが今のところないけど廃炉を決めてないものは、この一番上の現行のやつでやっていく、ということ考えていいのかと。

なんか、あまりにも動かしていない原発は、使用済み核燃料を仮のプールに入れておくんじゃなく、空冷式のキャスクをどこかに移して作るとか、そういうことを。でもそれは規制庁が考えることじゃなくて東京電力が考えることなのかも知れませんが。考えずに、この60年まで動かさないまま、3階に使用済み核燃料を水入れて、不安定な状態で置いておくっていうのが、非常に不安を感じる。このへんをちょっと質問になってないのですが、とにかく廃炉も決まってない、動かす見込みもない原発は、この現行と書いてある一番上のところで見えていく、ということでもいいんでしょうか。

◎三宮議長

規制庁さん、お願いします。

◎渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

現行というか、いわゆる長期保全計画というのを事業者から提出していただいている、その長期保全計画の中で設備の保管方法が記載されている状況です。そういった

中で必要なその設備の点検だとかというのを、事業者に義務付けていて、我々はその点検結果を原子力規制検査の中で確認しているという状況です。

◎竹内委員

別の検査だというので理解しました。ありがとうございました。

◎三宮議長

ありがとうございました。それではすいません。時間きたのですが、まだ発言がない方。もう少し時間延ばしますね。すいません。本間委員、どうぞ。

◎本間委員

本間です。県と柏崎市でもいいのですが、お願い兼、質問です。

避難の際の避難訓練の時に避難所まで案内しているという話でしたけれども、避難計画の中ではご存じのように避難経由所は明らかにされていますが、最終的な避難所は公開されておりませんで、柏崎市に公開質問状でお訊ねしたところ、勝手に行く人がいたり、市民に不安を募らせるので公開しないという話でした。

しかし、先日の情報共有会議の時に私、質問しまして。柏崎市長に質問したところ、避難方面と予定者の数を教えていただいたのですが、糸魚川市に2万5892人の避難が予定されているというお話を伺いました。糸魚川市の人口は4万人に満たない町ですので、4万人弱の町に、2万6千人が避難して、その人たちを収容する施設と、あるいは車も置くわけですが、それが本当に用意されているのかどうか、私は非常に不安をもっております。

市のほうはもう、最終避難所も決まっているという話でしたので、決まっているんでしょうから、それをぜひ公開して、どこの施設に何人という。何々町の町内の人はどこどこへ、というような1対1の対応まで明らかにしないでもいいと思いますけれども。例えば、糸魚川市内のどこどこに何人は入れるというあたりを、ぜひ公開してもらいたいと思うのですがそれは不可能でしょうか、という質問で。

今日回答できないようであれば次回でも構いません。

◎三宮議長

柏崎市さん、よろしいでしょうか。

◎柴野危機管理監（柏崎市防災・原子力課）

新潟県及び避難先の糸魚川を含める各市町村様との協議の上で公開できるかどうか含めまして、検討させていただきたいと思います。

◎本間委員

その結果は次回あたりお聞かせいただけると。公開するとか、しないとか。

◎柴野危機管理監（柏崎市防災・原子力課）

その結論につきましては、次回にお答えさせていただくように努力いたします。

◎本間委員

お願いします。

◎三宮議長

それでは。三井田委員、どうぞ。

◎三井田潤委員

三井田です。よろしく申し上げます。

竹内さんの質問の補足ですが、7号機の循環水系の配管欠損部の補修の件ですが、松坂さんが大きく切ったと言われましたけど、切断の時に、その穴が空いたところ、熱で影響しないようにやりましたか。それと、あまり熱を帯びてやっちゃうと組織検査する時にできないので、それがちょっと気になりました。それと、配管の補修で同じ部材で再溶接したということですが、ちゃんと突き合わせ継手まではいかないと思いますが、レ型解析くらい取ったかなと。そして、ちゃんと非破壊検査でPTだけやったかな、それだけちょっと確認したかったのです。

◎三宮議長

東京電力さん、お願いします。

◎松坂リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

松坂が回答いたします。検査の状況につきましては、今手元に回答をもっておりませんので、別途まとめて回答させていただきます。

それから、熱のお話ですけれども、欠損部は約60ミリありましたけれども、そこから十分余裕を取って切断しておりますので、そういった影響はないと我々は考えています。現時点での回答は以上になります。

◎三宮議長

ありがとうございました。では最後に、三井田副会長で締めます。お願いします。

◎三井田達毅委員

エネルギーフォーラム三井田です。何点かあるので手短かにやっていきたいと思いません。

まず、規制庁さんにですけど、先ほど宮崎委員からかな、核物質防護の案件で公開云々みたいな話がありましたが、事業者さんが言い淀んでいるのを、ここに居る委員でさえ、あまり理解。核物質防護について理解していなくてオープンにしていけないのはなぜ、みたいな話になるのは、多分これ規制庁さんの新規制基準の話だと思うので。なんでできないのかというのを、簡単に説明いただきたいというのが1点。

市さんと村さんに質問ですが、大雪の件、いろいろと話が出ていますが、だんだんその降雪地帯、豪雪地帯じゃないと思っていたのが、異常気象もあるんでしょうけれど、柏崎市も刈羽も国交省さんからの雪寒補助とかもらったりしながら機械も揃えているのもわかりますが、除雪体制とか予算組めて、本当に県内のもっとすごい豪雪地帯のところと比べて除雪体制が整っているかという、そもそも除雪体制は整っていないと思うんですね。なので、これからまた、そういうことも見据えて拡充するご予

定とか検討をされていらっしゃるのかというのが、それぞれ端的にお答えいただきたいというのがあります。

新潟県さんには、その除雪の関係で、さっきのいろんなかたちで会議やってらっしゃる、ということですが、今、足下では大雪降ったら除雪しましょう、ですけど。いろんなその話や、今後のことでいくと、そもそも道自体に融雪機能を造ろうとか、そういったことも含めて、その除雪ということだけで解決するのではなくて、そのいろんな技術とか、そういったものを使ってやっていこうという話も、ちらっと出ていふうに見聞きしているんですけど、そのへんも先ほどの高橋副会長が言っていたように、原子力立地地域の安全担保という観点から、初めはモデル実証事業なのかもわかりませんが、有人によるその除雪だけではなくて、そもそもの雪に対応できる、例えば道づくりだとか、そういったものなどをその会議で検討されてらっしゃるか、もしくは検討する予定があるかというのをお聞かせください。

最後に東京電力さんにですが、この大雪でみんな、いろいろと行き来できなかったのは、もちろん東電さんの社員さんも一緒だったと思うので、入社できない退社できないという、これが仮に稼働していたら、その居る人間でちゃんと体制、帰れない人たちで残ってやるんですよ、とか、中の除雪はしっかりしていても物資が来ないと。例えば数日間雪が収まるまでの間の食事とかどうするのかなど、そういった備蓄系のものとかもご準備してらっしゃるかをお聞かせください。いっぱいになってすみません。以上です。

◎三宮議長

それでは、最初に規制庁さん、お願いします。

◎渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制事務所の渡邊です。最初の質問の宮崎委員に関連して、写真に写っているものはなんであるのかということですが、当然、我々、規制側としてそれが何であるか、というのは知っていて、新規制基準の対応工事ではあるのですが、それがいわゆる核物質防護の関係から、そういった事象に使われる目的だとすると、それがどこに、何の設備として設置されるかっていうのは対外的には公表できないので、なかなか規制側に問われても回答はできないですし、それは事業者さんも同じ立場だと思います。

◎三宮議長

続きまして柏崎市さん、お願いします。

◎柴野危機管理監（柏崎市防災・原子力課）

除雪に係る経費の拡充という点でございますが、基本的にまずご理解いただきたいのは、私共にとって決して逃げるつもりはないんですが、国道、県道の除雪まで柏崎市が買って出るという体制にまではいっていない、というのが正直なところでございます。もう1点ですが、私共も市道についてはできるだけ多くの路線を除雪したい気

持ちも山々なのですが、今、一番悩んでいるのがオペレーター不足でございます。柏崎市の建設業協同組合様には本当にご尽力いただいている中で無理を申し上げながらやっているところなのですが、オペレーターの不足は如何ともし難しいと。そういった中で今年度、GPSを導入して、できるだけ除雪に関して細々した事務的な部分を合理的に行うように、ということで新たな試みもしておりますが、このへんにつきまして、民間の皆様からもご尽力いただきたいと。ちなみに除雪経費ですが、年間で少ないというか、普通の年で6億円前後。多い年は10億円前後。それで、今般の大雪に関しては3億3千428万1千円を先決といたしまして、議会を開かずに市長の権限で、即決で決めさせていただいたということで、お金としては他の自治体に比べてどうかという比較は私のほうではしておりませんが、決してケチっているなんていうつもりはないということをご理解賜ればと存じます。

◎三宮議長

続きまして、刈羽村さんお願いします。

◎鈴木課長（刈羽村総務課）

刈羽村の鈴木です。柏崎市さんと同じような回答になってしまうのですが、やはり、私共も、国道、県道、高速道路もそうなんですけれども、そこまでの除雪はできないということをご理解いただきたいと思います。また、他の町村との、私共も除雪、どういふふうな比較というところでは行っておりませんが、予算のほうは確実に確保して、除雪に困らないようなかたちは常に毎年のように取っております。以上です。

◎三宮議長

それでは、新潟県さんお願いします。

◎石川副参事（新潟県防災局原子力安全対策課）

新潟県でございます。除雪に関する作業部会における検討でございますけれども、委員からお話ありましたように、今、オペレーターが一番不足しておりますので、柏崎市さんご紹介しましたGPSを活用しまして、道路にあるに障害物に不慣れなオペレーターでも応援できないか等の検討はしているところでございます。

また、融雪についても、地下水の問題もございまして検討できるかという部分があるのですが、私共、国に対して融雪のお話もしているのですが、やはり事業規模、予算が非常に大きくかかるというところで、県としましては従前から、原子力発電については国策で推進した観点から、国の責任において財源措置するよう要望しているところでありますが、今般の大雪を踏まえ、年間の降雪量というのは軽減しているかもしれないけれども、一度に大量の雪が降るということは2年前もございましたので、荒天時、柏崎刈羽地域が泊であるとか志賀と比べましても非常に積雪量が多い地域だということを改めて認識してくれということで、国には話をしております。

先ほどの作業部会の正式なテーマに載る、載らないに関わらず、この大雪の問題に関しては我々も今、非常に大きな項目であるということで国と協議を相当の頻度で行

っているところでございます。以上でございます。

◎三宮議長

ありがとうございました。それでは、東京電力さんお願いします。

◎稲垣 発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

稲垣がお答え申し上げます。

三井田副会長のご質問は、事故時も含めて発電所の中で対応仕切れるのか、というご質問だと思いますが、燃料が装荷された以降は、必ず 51 名、運転員を除き 51 名が宿直を致します。それがいわゆる緊急時対応で、初動で十分に足りるという算定をしている人数です。

その他、バックアップの要員は 10 時間以内に来れば対応できるという評価になっていますが、実際徒歩で 50 センチくらいの積雪の中で、歩行訓練をやっており、3 時間程度あれば市内から発電所まで来れるという実証をしています。

大雪につきましては、今、詳しい、何センチというのは出ないですが、大雪警報が出まして一晩の積雪がこれ以上というところになりますと、あらかじめ参集すると、いうスキームも今、採っております。

物資は 7 日間分の十分な食料、水、そして燃料関係を発電所の構内に入れておりますので、そういったところは十分な備えができておられると思っております。ロータリー除雪車ですとか、ラッセル車のようなものも構内には用意しておまして、緊急時に設備に対してアクセスが可能な除雪の体制も整えているところでございます。

◎三宮議長

ありがとうございました。

すみません、時間がだいぶ超過してしましまして申し訳ありません。それではこれから 45 分を目途に休憩を取りたいと思っておりますので、第一部を終了させていただきます。よろしく申し上げます。

— 休憩 —

◎三宮議長

皆様お揃いのようなので、第 2 部を始めさせていただきたいと思っております。

時間を押して申し訳ありません。それでは第 2 部、新潟県さんから、原発事故に関する 3 つの検証の説明会・意見交換会について、ということでご説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎春日 放射線監視係長（新潟県防災局原子力安全対策課）

新潟県の原子力安全対策課の春日でございます。

県から原発事故に関する 3 つの検証をご説明したいと思っております。

これまでにまとめられた報告書、3 つございます。1 つが生活の検証の報告書。も

う1つが技術委員会の事故原因の報告書。最後に避難委員会の避難方法の検証の報告書になってございます。本日はこの3点について、順にご説明をした後、まとめて質疑をお願いしたいと考えております。

初めにご説明するのが、生活分科会の検証・報告書になります。初めに報告書を取りまとめていただきました、松井座長の所感の映像を流したいと思います。

— 映像 —

「座長を務めております、松井と申します。どうぞよろしくお願い致します。

検証の内容や背景につきましては、今、ご説明いただいたとおりです。今回の検証に関する私自身の総括や思いは、お手元にあります、この縦版と先ほどから呼ばれているものの1ページ目ですね。目次の裏ですかね。1ページ目の初めのところに簡潔に記しておきました。

分科会の結論として書きましたのは、このページの真ん中あたりですかね。原発事故による生活への影響が極めて深刻で長期にわたって続き、回復が難しい。多くの方が生活再建に向けた努力を続けているが、元の暮らしを取り戻すことは容易ではない、ということです。

私自身が非常に驚いたことがあります。我々の分科会は足掛け4年にわたって空間的、時間的にさまざまな切り口、角度から事実とデータに基づいた検証作業を行ってきたわけですが、どの切り口で見ても同じ結論に至ると。今、申し上げたような同じ結論に至るということでした。

すなわち、原発事故による生活への影響というものが取り返しのつかない、かくも過酷なものであるという事実を繰り返し突き付けられたわけです。

原発事故で避難することによって、被災者は仕事や学校、趣味などで多くの犠牲を払い、故郷を失い、人間関係が壊れてしまったことに苦しみ続けています。

さらに、時間の経過とともに避難者の喪失や苦悩に対する理解が薄れて、周囲からの偏見や差別さえも見られるようになりました。

避難者であることを隠すようになって。そうすると自分の不安や被害を周囲に話すことも出来なくなってしまいます。これは非常に辛い状況です。

避難元の状況を含めて、被害の回復に極めて長い時間を要する。これが原子力災害の大きな特徴といえるでしょう。

この、初めに、の最後の文章は、読んでくださる方へのメッセージのつもりで、等書いたものです。新潟県民の皆様には、ひとたび原発事故が起こると、その周辺の住民の生活がどのような影響を受けるかについてぜひ自分事としてお考えいただければと思います。というふうに書きました。

生活への影響を検証してきた立場からすると、この原発事故が起こったら、非常に

深刻で取り返しのつかない影響を受けるのは一般の県民です。その被害は普通の人の普通の暮らしに、ある日突然現れてそれを奪うものです。

今回の被災者もほとんどの人は、原発は安全で事故など起こりっこない、と信じていました。しかし、ひとたび原発事故が起こると、例えば子育て中の世帯であれば、子供への影響をどう考えるか。本当に不安で悩むこととなります。

日々、生きがいを感じて取り組んでいる仕事や活動からも、心ならずも離れなければならなくなって、見知らぬ土地で、またゼロからやり直す、ということになります。そういうことなんですね。なので、新潟県の皆さんにもぜひわが身に置き換えて、自分事としてこの問題を考えていただきたいと思います。

この検証結果や今回の説明会もその一助になればと願っております。私からは以上です。」

— 映像終了 —

◎春日 放射線監視係長（新潟県防災局原子力安全対策課）

それでは、次に担当から報告書の内容についてご説明をしたいと思います。資料でございませけれども、表示された資料をご用意いただきたいと思います。

◎鈴木係長（新潟県防災局 防災企画課）

生活分科会の事務局を務めております、新潟県防災企画課の鈴木と申します。よろしく申し上げます。

それでは私から、福島第一原発事故による避難生活への影響に関する検証報告書についてご説明させていただきます。

まず初めに、この生活分科会の検証の経過を簡単にお話いたします。

この分科会は、先ほど映像で流れました、新潟大学・松井先生はじめ、4名の委員の皆さんで構成されておまして、まず平成29年に、新潟県内に避難していた方々を対象とする大規模なアンケート調査であります、総合的調査というものを実施しまして、避難生活の全体像を捉えました。

その後、平成30年からは、委員以外の外部有識者の方々の知見もいただきながら、総合的調査を補完する形で多角的な検証を行っていただき、令和3年1月に検証結果の取りまとめに至ったものであります。

皆様のお手元にございます、福島第一原子力発電所事故による避難生活への影響に関する検証の縦版、冊子の検証結果と、あとその横版、今、スライドで映しております検証結果の解説の2つが検証の取りまとめ結果となっております。

本日はお手元の横版のスライドでも映っております検証結果の解説に沿って説明いたしますが、先にそのもう1冊の縦版の検証結果との関連についてお話いたします。

まず、縦版の検証結果ですが、これは全9回にわたって行われました分科会の検証内容を取りまとめました報告書の本体であります。

ここには検証の主旨や目的、毎回の分科会の検証結果で明らかになった内容について、検証作業の流れに沿って記載されております。

そして、スライドの横版の検証結果の解説ですが、これは福島第一原発事故により、どのような避難生活が生じたかということを知りやすくお示しするために、事故の発生時から時系列で避難生活を説明したものや自然災害の違いなどについて整理したものでございます。

それでは早速、横版の資料に沿って説明させていただきます。お手元の資料、1枚おはぐりください。「避難行動開始から避難生活へ」ということで、避難生活の始まりについて記したものでございます。

福島第一原発事故の発生後、刻々と状況が変化する中で、避難指示の有無を問わず、多くの皆様が放射線から身を守る行動を取られた、ということで、避難者の方の規模だとか、その状況につきましては、その下の表のほうに記しているとおりです。

また、その他、避難しなかった方々でも、仕事や家庭の事情などで避難しなかったけれども、残らざるを得なかったという方もいらっしゃったという状況です。

そのような方々につきましては、食品の選択で、例えば地元産野菜の食材を避けるだとか、子供の遊びで外遊びを控えられたと、そのような対処をされた方がいらっしゃったというところ です。

次に避難生活でありますけれども、その実態については3ページをご覧ください。

当面の滞在先を決めた避難者の方々は、生活していくために住まいや仕事等の確保が必要になったわけですが、収入面では大きく減少してしまったり、賃貸アパートの暮らしになってしまって、家族が分散せざるを得なかったりというような状況が見られたところです。詳細につきましてはこちらに記しておるところをご覧ください。

また、避難指示の解除が進むと共に、応急仮設住宅の提供も順次終了していきました。

そして、2つ目の丸のほうで、社会的な側面で申し上げますと、放射線量へのリスク認識への違いから、人間関係で思い悩むケースというのもみられたというところでございます。

4ページ目をご覧ください。ここでは避難生活の長期化の状況について、記しております。

それで、避難指示がいつ解除されるのか、見通しが立たない状況が続きまして、避難の長期化の中で多くの避難者の方々は避難先において、仕事、子供の学校、地域のコミュニティへの定着が進んでいきました。

また、避難指示が長年にわたって出続けている区域からの避難者の方の場合、その

住宅の取得というのも進んだところ です。

それで、その後も避難指示の解除などのタイミングで帰還だとか定住などの検討に迫られる場面は避難者から出てくるわけですが、なかなかご判断を下すことができずに避難生活を続けている方も、今でも多くいらっしゃいます。

続きまして、次の5ページになります。ここで、この帰還という言葉について、若干補足したページになっております。こちら、端的に申し上げれば、福島へ戻ったからといって地元の故郷へ戻れたわけではない、ということを説明しております。

6ページ目をご覧ください。ここで、分科会の検証議論におきまして、自然災害との違いが度々話題になっておりますことから、生活再建における福島第一原発事故の特徴ということで、大規模自然災害との比較で整理したものでございます。

いろいろ書いておりますけれども、端的に申し上げますと、放射線量に関する認識というのが個人ごとに大きく異なっていたというところを背景にして、コミュニティを維持した避難生活ですとか、その後、地区でまとまった生活再建というものが困難であったという状況がございます。

また、生活再建支援については、東京電力の賠償金を中心であったというところも、福島第一原発事故の特徴であると言えます。

次に最後7ページ目になりますけれども、検証のまとめということで主な結論を委員の皆様7項目に絞って記していただきました。冒頭の松井座長のメッセージと重なるところが多いですので、細かなところは割愛させていただきますが、少し補足させていただきます。

丸が7つ並んでおりますが、2つ目の項目です。こちらで中段以降、各世帯はそれぞれ合理的な決断の結果として避難行動を取ったのであり、その選択を十分に理解することが必要であるとありますけれども、これは何を申し上げたいかといいますと、いわゆる自主避難といわれた方々の場合には、避難したことについて、なんで避難するの？というような形で周囲から理解が得られないということが多くて、それが避難者の苦悩になっていたということを示しております。

次の3つ目の丸になります。このリスク対処行動をもたらす生活の質というところですが、避難していない場合でも放射線量を気にする日々の生活が強いられたというものです。

次のその丸のその一つ下の4つ目になりますが、避難元の避難指示が解除になって、仮に自分の家が戻れたとしても、なかなか生活インフラですとか、地域コミュニティが戻ったわけではないという状況を表しています。要は自分だけ戻っても他の人がというところ です。

次、丸の6つ目の丸になりますけれども、こういった中で、周囲の理解が薄れ、というような記述がありますが、こちらというのは、避難生活が長期化しますと、避難元の家族ですとか親戚知人とのつながりが薄くなっていくことが背景としてござい

ます。

以上、主な結論についての補足説明をさせていただきました。これが縦版の冊子の検証結果の33ページに、これらの項目の関連ページ番号、その7項目の関連ページ番号を記しておりますので、併せてご覧いただければと思います。

また、本日の皆様のお手元にはございませんけれども、この生活分科会の検証結果というのが、ホームページにも、総合的調査報告書という、アンケート調査をまとめたものや、毎回の生活分科会の調査資料というものもございまして、その辺もご覧いただけますと、よりこの生活分科会の検証結果というものがご理解いただけるのかなと考えております。

思いっきり走り回りで大変恐縮でございますが、事前にご覧いただいているということで、走り回り説明させていただきましたが、こちらからの説明は以上になります。ありがとうございました。

◎春日 放射線監視係長（新潟県防災局原子力安全対策課）

続きまして、技術委員会の事故原因の報告書について説明します。こちらにつきましても、初めに座長の所感をご覧いただきたいと思っております。

— 映像 —

「事故の検証の報告書を取りまとめました、新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会。通称、技術委員会とっておりますけれども。取りまとめた時の主査をしておりました中島と申します。

これはですね、今、説明にもありましたけれども。今日、3つの検証の報告ございすけれども、他の2つとは違って、元々ここは技術委員会というところがあって、そこで、柏崎刈羽原子力発電所の安全管理について議論する場でした。そこに、事故が起こった当時、翌年になりますけれども、当時の県知事から、やっぱりこの事故をしっかり検証をしないと柏崎刈羽の安全確認なんてできないだろう、という言葉を受けまして、この検証がスタートしたというところであります。

震災が起こったのが平成23年3月11日ですが、その翌年24年から開始しまして、令和2年に報告書を取りまとめたことで8年間かかりました。

ここにはたくさんの方の皆さんから参加していただきまして、この検証のために特別に体制を組んでやってきたところでございます。

その中には、いろんなご意見をお持ちの方もおられまして。私は元々大学で原子力をやっていたもので、原子力で飯を食っている。いわゆる、原子力村の人間といわれてもいいような者でございすけれども。それでもやっぱり、委員会の中ではいろんなご意見がございまして、その中でどういうふうこれをまとめていくかというのは非常に苦労致しました。

今日もたくさんの方の検証結果が出ております。これらは報告書にまとめられて、ホームページに載っておりますが、今日の報告を見ても、結構いろいろ難しい言葉がいっぱい並んでですね、なかなか分かりにくいかな、という思いで私も聞いておりました。

そういった意味ではやはり、こういった場で直接、説明する場を設けておくというのは非常に重要なことだと思っております。

これ検証でどうするっていうところなんですけれども。やっぱり、私の思いとしては今日の、先ほどの生活分科会の松井主査からもありましたけれども、福島のような事故を起こしてしまうと、もう本当に大変なことになってしまうと。特に柏崎の場合ですと新潟県民の皆さんにご迷惑をお掛けする、というか非常に生活が大変なことになる。そういうことを起こしちゃいけないんだと。そのためには、なぜあんな事故になったのか。それをしっかりと確認した上で、それを防ぐためにはどうしたらいいか。

あるいは、その走りというか、事故になりかけた時にどうやって止めるか。あるいは、もしそこを先に超えた時でも、さらにそれを、拡大をどうやって防いでいくかと。そういったことをですね、この検証の中でやってきているところでございます。

この中では私共も3回ですかね。福島第一のサイトのほうにも行きました。2回目の見学っていうか、視察の時にはですね、爆発した1号機の中の4階まで上がっていったんですけども。まああれ、事故から4・5年経ったあとだったんですけども、中は真っ暗でがれきが散乱してですね、足下も水たまりがあったりとか、蛍光灯が割れたガラスが落ちていたりして。しかも、線量が高いですから、ぼーっと立っていると危ないから早く動いてくださいって怒られる。そんな場所を事故の当時、東電の発電所の職員の皆さんが駆け回って、何とかくい止めようと一所懸命やっていた。あの事故を起こしたのは東京電力ですけども、現場の職員はそういった思いでやってきた。そんな思いをもう2度とさせないようにするためにはどうしたらいいかということで、こういった検証報告をまとめたところでございます。

ただ、いろんな仕組みを作ってやるっていうことで、提言も出したり検証して。先ほど紹介ありましたけど、今この検証の結果、得られた教訓等を133項目ありますが、それらを基に、今度は柏崎刈羽の安全性が大丈夫ですかというところを今、引き続き、この技術委員会でみているところでございます。

ただやっぱり、一所懸命安全対策やっても、最後はやっぱり。いつも言っているんですけども、人が大事だなと思っております。東京電力の社員も含めて。あるいは、そこで働く関係者の方々も含めて。あるいは、そこを規制する原子力規制委員会、規制庁。それから、住民の安全を担っている県の皆さん。そういった人たちがやっぱり、しっかりとこの事故の教訓を踏まえて対応していくというところが大事かなと思っております。

報告書の中身と違う話になりましたけど、私の思いは以上でございます。」

◎春日 放射線監視係長（新潟県防災局原子力安全対策課）

それでは、続きまして、私から報告書の内容について、ご説明したいと思います。資料のほうですね、こちらの表示されているものをご覧いただきたいと思います。

技術委員会の福島原発事故の事故原因の検証になってございます。目次になりますけれども、今回時間もございますので、3番目の検証の目的から報告書の結びについて、ご説明をしたいと思います。

右下にスライドの番号が書いてございますが、3枚目をご覧いただきたいと思えます。こちら、検証の目的となっております。ご紹介したいのが、中ほどにございますが、これはあくまでも福島第一原発の事故原因の検証になるわけですけれども、目的としては柏崎刈羽原発の安全に資することを目的としてございます。

最後でございます通り、このため、報告書につきましては、課題・教訓というものを中心に取りまとめられているというかたちになってございます。

次に、スライドをご覧いただきたいと思えます。検証の経緯でございます。

事故が起きたのが平成23年ということですが、その翌年度、平成24年度から検証を開始してございます。初年度につきましては、4つの事故調査委員会から報告を受けまして、表の10項目について、課題を抽出してございます。この項目が最終的な検証報告書のベースになってございます。

次にスライドの5ページでございますが、平成25年度からは多様な意見がある重要項目ということで、表の6の課題について、課題別のディスカッションというかたちで検証を進めてございます。これにかなりの時間を要して検証を進めたということで、最終的には令和2年でございますが、133個の課題・教訓を抽出しまして報告書として取りまとめられてございます。

次にスライド6でございますが、検証のポイントでございます。1点目、この技術委員会というのは、まさに技術をみる委員会になっておりますが、技術のみならず、情報共有や情報発信の在り方とソフト面、もしくは制度面の課題・教訓についても抽出をいただいております。

2点目ですが、福島第一原発事故で想定外という言葉が度々使われました。この想定外、ということを防ぐためにも、可能性が低いと考えられる事象であっても検証の対象として徹底的に議論を尽くして頂いております。

次にスライド7ですが、ここからは課題・教訓をいくつかご紹介したいと思います。

初めにスライド8でございますが、項目1の地震対策となっております。この項目の背景でございますが、地震動により、重要機器が損傷した可能性は否定できないとの指摘がある、国会事故調の指摘でもございましたが、そういった指摘があるとい

うことです。

検証結果として、一番下のポツのところでご紹介させていただきたいと思うのですが、技術委員会の見解としては、地震動による配管の損傷の可能性が否定できないという結論になってございまして、このために重要配管というのは、耐震性をしっかり確認する必要があるといった課題を抽出いただいているところでございます。

次に、スライドの 10 をご覧いただきたいと思います。こちらは項目の 2 番、津波対策になります。背景としまして、こちらの電源設備ですが、津波以外の要因によって機能喪失した可能性というのは否定できないのではないか、という指摘があるということでございます。

この項目に対する技術委員会の見解。これも一番下のポツをご覧いただきたいと思います。この見解としては、津波以外の要因で電源喪失した可能性というのは否定することができないとの見解に至ってございます。

次に 11 番目のスライドをご覧いただきたいと思います。では、どういうプロセスで電源喪失が起こったのか。委員から仮説が示されています。一般的には、この図でご説明したいと思うのですが、海から津波が押し寄せて、タービン建屋内の非常用電源盤、メタクラと呼ばれるものが水に浸かって電源喪失が起きたということでございます。一方、委員の仮説では、これはあくまでも実際に起きたということではなくて、仮説ではあるのですが、今よく話題に出てきます、循環水系の配管。例えばこちらが地震などで壊れて、ここから津波が押し込められて内部溢水を起こしたのではないかと、といった仮説が示され、こういった内部溢水に対しても対策を取る必要があるのではないかと、といった課題が抽出されてございます。

飛ばしまして 15 ページ目、こちらの項目 5 番になりますが、シビアアクシデント対策になってございます。背景の図でご説明したいのですが、福島第一原発事故の当時というのは、フィルタベントというのはなかったわけですが、このベントをするラインというのが元々ございました。これを東京電力さんは開こうとしたわけですが、なかなか開くことができなかったということです。なぜ、開くことができなかったか、1 つは MO というのが電動弁で、電気がなくて開くことができませんでした。下に A0 と書いてありますが、こちらが空気弁ということで、ポンベがなかった、もしくは電気がなかった、ということで開くことができなかった、という問題点がございました。

次のスライド 16、この 1 番目のポツのところでご紹介したいのですが、東京電力は電源喪失を想定した手順書というのを整備しておらず、訓練も行っていなかった。ソフト的な対応というのが全て、電源がある状態で操作することを想定したものであったということで、こういった問題点を踏まえた対応が必要という課題が抽出されてございます。

次の 17 ページ目、項目 6 の過酷な環境下での現場対応という項目になります。こ

こちらの背景につきましては、中ほどに書いてあるのですけれども、当時、放射線量が上昇して、発電所内外における事故対応というのが迅速に出来なかったという問題点がございました。このことを踏まえた検証の結果でございます。こちら2点目のポツでご紹介します。原子炉建屋内及びその周辺では極めて線量が高くなり、作業員が入ることができない場所があった。こういった問題点を踏まえた対応が必要という課題が示されてございます。

この問題については、最終的に一番下にある通り、被ばく線量限度の見直しということで提言までまとめていただきまして、県のほうから国に対して要請をさせていただきます。

飛ばしまして、スライドの19ページ目になります。こちらの項目8、原子力災害時の情報伝達、情報発信ということです。背景としましては当時、東京電力さんがメルトダウンを認めたのが、事故発生2か月後であったということでございました。この状況を踏まえた検証結果でございますが、2つ目のポツのところでご紹介したいのですが、東京電力さんは住民への迅速で分かりやすい情報伝達よりも国との調整を優先していた、などの問題点が示されまして、こういった問題点を踏まえた対応が必要といった課題が示されてございます。

20ページ目が新たに判明したリスク、ということで、使用済燃料プールのリスク。次のページになりますが、集中立地のリスクとか共通要因故障のリスク、あとは残余のリスクといたしまして、例えば、防潮堤の高さをいくら高くしても、それを乗り越える確率というのはなくならないわけで、そうしたものに対してどういった対応をしていくか、といったリスクになるのですけれども、残余のリスクへの対応ということで課題が抽出されてございます。

あとは、22ページ目、原子力安全の取組みや考え方ということで、規制の在り方、事業者の在り方、原子力の安全文化の構築ということで、課題が抽出されてございます。以上で、福島第一原発事故の説明については終わりにしたいと思います。

今、技術委員会で何をしているかということを紹介したいと思います。赤枠で囲った部分。今、説明した福島第一原発の事故原因の検証。これが今終わった段階で、中ほどの22項目について順次、東京電力さんに内容を確認している状況でございます。

その内容の確認結果を踏まえて、疑問が残る部分については、さらに国のほうにも説明を求めていくということで、現在、技術委員会では、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策の確認が進められている状況になります。

私の技術委員会の説明は以上になります。

引き続きまして、避難の検証の説明をしたいと思いますが、こちらにつきましても、関谷委員長の所感から上映したいと思います。

「原子力災害時の避難方法に関する検証委員会の委員長をさせていただきました、関谷と申します。よろしくお願いします。

本検証委員会は、福島第一原子力発電所事故において、避難がうまくいかなかった問題。先ほどもお話ありましたが、レベル。原子力の避難、安全問題に関しては5層の防護措置というのが求められていて、第5層においては避難、サイト外での避難ということ原子力発電所の安全性とは別にきちんと行うことが求められています。

ウクライナのロシアからの侵攻によって、チェルノブイリ原子力発電所やザポリージャ原発が制圧されました。また、昨今のミサイルの問題もあります。

再稼働に関わらず、原子力発電所の原子力防災・避難防護措置というのは考えておく必要があります。

今、県のほうからご説明ありました避難計画に関しましては、きちんと避難方法が県民の皆様に理解されて、適切な行動が取られて初めて実効性のある原子力防災、避難、防護措置となります。県民を、原子力事故を原因とする放射線被ばくや混乱から守るために、原子力防災、避難防護措置、またそれに関する対策を行うことというのは、地元の自治体である新潟県、または地元の自治体に求められていることとなります。

本委員会では6年間かけて、99項目、456の論点を順次検討いたしました。これから訓練、トレーニング、また必要に応じてシミュレーションなどが行われることになるとは思いますが、そういったこの原子力防災の対応がきちんと成されているかどうかの検証を不断に行っていただきたいと思ひますし、また、必要な事項を東京電力、また、国、さまざまな関係機関に要求、確認をしていくこと、というものを新潟県のほうにはお願いしたいというふうに思ひます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故の後、10年以上経過しても廃炉はまだ道半ばですし、沿岸部の人口は回復しておりません。多くの避難者を抱え、処理水やさまざまな問題を抱えております。

大規模な原子力災害が発生した場合、また放射性物質が大量に拡散した場合は取り返しがつきません。東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を議論するにあたっては、この3つの検証が踏まえられること、また、避難方法についての議論が踏まえられることを強く関係機関に求めていきたいと思ひます。

以上で終わりたいと思ひます。」

◎春日 放射線監視係長（新潟県防災局原子力安全対策課）

引き続きまして、担当から報告書の内容について説明いたします。資料をご覧いただきたいと思います。

◎石川副参事（新潟県防災局原子力安全対策課）

新潟県の石川から、避難委員会の報告書について、スライドでもお示ししました資料でご説明させていただきます。

まず、表紙でございますけれども、一番下に、なお、と記載ございます。資料に記載した、(P〇〇)は、報告書の本体 133 ページに及びますが、こちらの関係するページを示したものでございます。報告書の本体を確認されたい場合は、この (P〇〇) というものを参照して、報告書の本体を確認いただければと思います。

続きまして、右下に 1 とあるスライドをご覧ください。これからは時間もありませんので、なかなか読み込むだけでは分かりにくい点、質問が多いような点を中心にご説明させていただきたいと思います。

まず、検証の目的等でございますが、東京電力福島第一原発事故を踏まえて、原子力災害時の安全な避難方法について検証するため、避難委員会は平成 29 年 8 月に設置されました。今ほど映像が流れましたが、関谷委員長を含めまして、9 人の委員の方から検証いただきました。

1 つ下の四角ですけれども、福島第一原発事故を踏まえ、原子力災害時の県等の対応や、平成 31 年 3 月に策定した、県の原子力災害広域避難計画等について検証を行い、安全に避難するための課題等を抽出・整理いただきました。

これを受け、検証報告書で示された課題等を県として整理し、国、市町村、関係機関とも連携し取り組みを進め、広域避難計画の実効性を高めていくということが目的になってございます。

続きまして次のスライド 2 をご覧ください。検証の経緯でございます。今ほどお話ししましたように、平成 29 年 9 月に第 1 回委員会を開催いたしました。

上から 4 つ目ですが、平成 30 年 9 月から、第 4 回避難委員会以降、福島第一原発事故を踏まえ、原子力災害時の対応について、必要に応じて国や東京電力等の関係者からの説明を受けながら議論し、課題等を抽出し、この後ご説明致します、事故情報の伝達体制や放射線モニタリング、スクリーニング及び避難退域時検査など、10 項目に整理いたしました。

その後、これら 10 項目全体の横串を通す議論として、被ばくに関する考え方など 2 項目を追加して議論した、というのが大きな流れになってございます。

最終的には令和 4 年 9 月、第 24 回避難委員会を開催し、検証報告書を取りまとめ、12 項目、456 の論点。この 456 の論点というのは報告書に、それぞれ点、点、点と項目が打たれておりますが、全て足し上げますと 456 なのですが、この 456 の論点を整

理いただき、同月、知事に委員長から報告いただいたところでございます。

次のスライド3をご覧ください。今ほどお話いたしました大きな10項目と2項目については、このようになってございまして。それぞれにつきまして、このあと掻いつまんでご説明致します。

次のスライド4をご覧ください。論点456ありますが、なかなか位置付けがよくわかりにくいということで、私共、今後取り組みを進めるにあたりまして、検証報告書で示された456の論点について、現在、関係機関とも連携しながら整理を進めておりますが、大きく以下の4つに分類されると考えております。

1つ目は原子力防災上の課題。2つ目は防災対策を進める上での留意点。3つ目は、福島第一原発事故時の状況や国際基準、あるいは被ばく等に関する法令等の認識。4つ目は、委員個人の意見や見解。大きくはこの4つに分けられると考えております。

本日は時間もありますので1つ目の原子力防災上の課題と考えているものを中心に資料を作っておりますので、その点についてお話したいと考えております。

続きましてスライドの6をご覧ください。ここからは全て読み上げますと長時間になりますので、特に背景が分かりにくい部分についてご説明致したいと思っております。

まず、10項目のうちの項目の1。事故情報等の伝達体制ですが、課題等の例としては記載のとおりのもものが挙げられておりましたが、大きなもので申し上げますと、東京電力の姿勢であるとか、事故情報の住民の等の伝達に関しまして、こうした課題等が挙げられておりました。

この事故情報等の伝達体制につきましては、初動期における迅速・正確な事故情報は極めて重要であるとの認識のもとに、東京電力から説明を受けるなどして議論を行った項目でありまして、主だったものとしてはこちらに記載の項目、全て確認いただく場合は報告書をご参照いただくようお願い致します。

続きまして、次のスライド7をご覧ください。項目2、放射線モニタリングでございます。

こちらについては背景としては、放射線モニタリングによる放射線量の計測結果に基づいて、避難や一時移転が行われるなど、被ばくを最小化するためには適切な対応が必要であるという委員会の認識のもとに、原子力規制庁から説明を受けるなどして、議論した項目になります。

課題等の例については記載のものをご覧いただきたいと思っております。大きな項目としましては、原子力災害に備えた放射線測定機器の整備であるとか、放射線の測定や評価、公表の方法について議論いただき、記載のような論点・課題であるとか、留意点をいただいたところでございます。

一番下に「なお書き」ございますけれども、令和2年7月の第10回委員会におきまして、上記について原子力規制庁から国の対応に関する説明を受けて、これについて今後とも、県として国からの情報伝達が適切かつ丁寧に実施されるかなど、しっか

り確認していくことが必要であるという文言がモニタリングの項目につきましては委員会から付されてございます。

引き続きまして、スライド8をご覧ください。この項目3、スクリーニング及び避難退域時検査につきましては、放射性物質の放出後に避難される住民の方々について、放射性物質の汚染状況を確認する検査に関し、県と国の方式の違いに着目するなどして議論を行った項目でございます。

この中で1つご紹介致しますと、一番上の放射性物質による汚染の検査方式の違いでございますが、避難経路上で放射性物質による汚染を確認する検査につきまして、県では基準値を13000cpmと定めて、車両及び乗員を検査し、それぞれ基準を超えた場合に除染をすることとしておりますが、国は基準値を40000cpmというふうに県よりも高く定めて、まず車両を検査し、車両が基準値を超えた場合には代表者を検査し、代表者が基準値を超えた場合は同乗者を検査するという事で、それぞれ基準値を超えた場合に除染を行うこととしております。できるだけ詳細に検査する県方式と、できるだけ早期に避難させるべきとする国方式について、県方式のままが良いという意見、状況に応じて2つの方式を使い分けるべきという意見の異なる意見が示されました。

どちらの方式についても合理性と課題があり、訓練等踏まえ、安全性と迅速性の両面から検討することが重要であるという意見が示されたところでございます。

1つ飛ばしましてスライドの10をご覧ください。4番、安定ヨウ素剤の配布・服用でございますが、こちらにつきましては、UPZにおける事前配布に関する国への要望、というところでご紹介致します。

委員会では、安定ヨウ素剤を避難経路上にある放射性物質の汚染の検査会場で配布した場合、混乱を生じる可能性が高いことを考えれば、事前配布が妥当との結論に至るのは当然である。直接及び全国知事会等を通じて、国にUPZ内に事前配布について繰り返し要望している県の対応は妥当であるという論点が示されました。

最終的には、本委員会は県民の安全を考え、安定ヨウ素剤のUPZ内の住民への事前配布について、国に対して強く主張している県の姿勢を全面的に支持する、本項目の議論の後、国への要望が認められ、県は令和4年4月から柏崎市のUPZ内住民への事前配布を開始しているということで記載されてございます。

次のスライド11をご覧ください。5の屋内退避及び段階的避難でございます。この項目5につきましては、家屋等の中に避難することで、放射性物質の吸入抑制や放射線の遮蔽によって被ばくの低減を図る屋内退避や屋内退避を前提とする段階的避難に関して議論を行った項目でございます。

課題等の例の一番上に記載されております、屋内退避に関する情報周知の1つ目ですが、屋内退避の遮蔽効果に関する国の説明資料は、住民に分かりにくい内容になっている。住民の対応を促す以上は、分かりやすい十二分な説明が必要であるという論

点が示されました。このような屋内退避につきましては、住民の方々の理解が当然、前提になりますので、こうした項目につきましては、県と致しましても、国に対してより分かりやすい説明を行うように求めていくとの対応を考えているところでございます。

続きましてスライド 12 をご覧ください。項目 6、PAZ・UPZ 内の要配慮者の避難・防護措置につきましては、原子力災害時に速やかに広域避難することが困難であったり、何らかのかたちで支援が必要とされる方々を要配慮者等として、その避難に関して議論を行った項目でございます。こちらにつきましては、説明を割愛させていただきます。

次のスライド 13 をご覧ください。項目 7、学校等管理下の児童・生徒の避難・防護措置につきましては、要配慮者であります保育園児、幼稚園児と、本来は要配慮者ではありませんが、子供である小・中・高校生への対策について、保護者への引き渡しと安定ヨウ素剤の配布を中心に議論を行った項目となっております。

次のスライド 14 をご覧ください。項目 8、PAZ・UPZ 内の住民の避難・防護措置における一般的な課題でございます。こちらは先ほど紹介しました項目 6、要配慮者の避難や項目 7、児童・生徒の避難に含めていない、自家用車による避難や道路の復旧、住民への啓発など、一般的な課題について議論を行った項目となっております。

次のスライド 15 をご覧ください。9、テロリズムと避難、でございます。こちらについては、一番下に記載しておりますとおり、避難委員会では原子力発電所に関連するテロリズムは重要な課題であるが、国民保護そのものや自衛隊が行う活動等については、国が実施すべきことであり、県や避難委員会の所管外であること、検証すべき文書も法令や地域防災計画、国民保護計画以上のものは現在存在しないことを確認し、議論した項目となっております。

続いて、スライド 16 をご覧ください。項目 10、新型コロナウイルス感染拡大下の広域避難・放射線防護です。ワクチン接種状況の推移やウイルスの感染力、感染状況などが変化していく中、令和 2 年 8 月の第 11 回避難委員会における政府等の対策の現状や議論の論点を整理した項目ということで、本文に記されてございます。

続いてスライド 18 をご覧ください。こちらが 10 項目を加えまして横串を通す議論として追加した 2 項目のうちの 1 つ目、被ばくに関する考え方ですが、こちらにつきましては、被ばくに関する法令や国際基準等を踏まえまして、避難委員会における被ばくに関する考え方を整理すると共に、参考として委員会における被ばくに関する発言や被ばく線量限度に関する法令について、記載することとした項目となっております。

こちら、記載してございますけれども、原子力災害時の被ばく線量や避難計画の実効性について、次の 3 つの意見がございました。

1 つ目は 1m Sv、下の注記にあります、一般の方の平時における一年間の追加被ば

く線量限度ですが、これを超える被ばくを許容する避難計画に実効性があるとはいえない。まずは1 mを超える被ばくが生じないような避難計画の策定について議論すべきであるという意見。

2つ目は、可能な限り被ばくを回避するよう対策を行い、措置が実施されない場合に加え、確定的影響が回避され、確率的影響が低く抑えられれば実効性ある防護措置が執られたと考える。1 mは防護措置の実効性有無の判断の基準ではないといったような意見が挙げられたところでございます。

続きまして、スライド 19 をご覧ください。シミュレーション、ケーススタディに関する考え方、及び原子力災害時避難経路障害要因調査につきましては、放射性物質の拡散や避難時の交通、それらを組み合わせられた被ばくに関するシミュレーションにおける留意点や条件、想定。加えて、県が令和2年度に実施しました原子力災害時避難経路障害要因調査の結果に関して議論を行いまして、委員の考え方や意見を列記した項目となっております。

続きまして、資料 23 でございます。資料 23 から 26 にかけては、避難委員会の検証を受け取る前から既に県として取り組みを進めております事例について、ご紹介させていただいたものでございます。

スクリーニングポイントを追加してあるとか、UPZにおける安定ヨウ素剤の事前配布についてご紹介致しております。

最後、スライド 24 でございます。原子力防災上の課題への今後の取組みであります。現在、避難委員会の検証報告書で示された論点について、中心となって対応する機関や対応状況について、関係機関とも連携しながら整理を進めております。

この内、1、県が取り組むべき事項につきましては、県として責任をもって対応していきます。

2つ目、県だけでなく、国、市町村、関係機関と連携し取り組む必要がある事項については、関係機関とも検討・調整の上、取り組んで参ります。

3つ目、東京電力や国等が所管する事項については、東京電力や国等に対し、しっかりと対応していくよう求めて参ります。

このように国、市町村、関係機関と連携して取り組みを進め、広域避難計画や具体的な対応を示す個別マニュアル、訓練内容などに反映することを繰り返すことにより、広域避難計画の実効性を高めていきたいと考えております。以上でございます。

◎春日 放射線監視係長（新潟県防災局原子力安全対策課）

大変駆け足になってしまいましたが、県からの説明は以上でございます。

◎三宮議長

ありがとうございました。

時間がだいぶ超過しているものですから、質問、意見等あると思うのですが。ご提案ですが、本日はここで締めさせていただいて、質問、意見等ある方は、定例の書式

で1月16日の月曜日までに、文書でご提出いただきたいと思います。その内容を18日の運営委員会で検討させていただき、次回2月定例会の内容を含め、運営委員会で一度検討させていただきたいと思っております。1月16日までに定例の書式で事務局へご提出いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。申し訳ありません。それでご納得いただければと思います。

18日の運営委員会で協議させていただきたいので、事務局がまとめる都合もございます。申し訳ないですが、16日中にメール等で事務局に送っていただけますようお願いいたします。それで進めさせていただきたいと思います。

事務局お願いいたします。

◎事務局

次回の定例会についてご案内します。次回、第236回定例会は、令和5、2023年2月1日水曜日、午後6時30分から、ここ、柏崎原子力広報センターで開催いたします。

お帰り際には、マイクの消毒に使用したウェットティッシュを会議室出口に設置してあるゴミ箱に入れてお帰りください。

この会場は直ちに消毒作業を行いますので、取材は1階のエントランスホールで、午後8時50分までとさせていただきますので、よろしくお願いを致します。

以上を持ちまして、地域の会第235回定例会を終了いたします。ありがとうございました。

— 終了 —